

## 編集委員会依頼論文

# 保険の国際資本規制と国内規制の調和に関する考察 —日本におけるソルベンシー規制の事例—

植村信保\*

2025年3月30日投稿

## 概要

金融庁は25年度末から、IAIS（保険監督者国際機構）が国際的に活動する保険グループを対象に開発したICS（国際資本基準）に準拠した基準を、全ての保険会社を対象にした国内基準として採用する。これに対し、米国当局は米国合算法という独自の基準をICSと同等とみなし、欧州当局は既存の各法域のソルベンシー規制をICSとする可能性が高く、ICSに準拠した基準を国内規制としても採用する当局は少ないとみられる。ICSの開発が、難航していた日本の経済価値ベースのソルベンシー規制の牽引役となり、国際基準と国内基準の調和を図ることで競争上の公平さを確保できるといったメリットの半面、国際規制の動向に国内規制が左右されうるという課題も見えてきた。金融庁としては、ICSが監督ツールとして有益であると示し、ICSの国際的な普及を図り、さらに、こうした数値基準だけではなく、第2の柱、第3の柱を合わせた監督を進めることが重要と考えられる。

**キーワード：**ICS, IAIG, ソルベンシー規制, 経済価値ベース

## 1 はじめに

IAIS（保険監督者国際機構）は2024年12月、国際的に活動する保険グループ（IAIG）を対象にした資本規制であるICS（国際資本基準）を採択した。ICS策定の背景には、2008年からのグローバル金融危機で保険分野にも国際資本規制が必要という規制当局どうしのコンセンサス形成があった。保険分野には近年まで定量的な国際資本規制がなく、IAISが14年に策定した基準はあくまで暫定版という位置づけで、ICSの採択により、ようやく本格的な国際資本規制が誕生したことになる。ところが、10年超にわたる開発期間を経て見えてきたグローバル規制の姿は、先行する銀行のバーゼル規制とは大きく異なるものだった。日本の金融庁のように、ICSに準拠した数値基準を国内規制として採用しようという規制・監督当局はむしろ例外的な存在とみられ、IAIGのうち約3分の2を占める欧米保険グループの当局は、ICS（またはICSに準拠した基準）をそのまま資本規制として活用する可能性は小さいとみられる。銀行のバーゼル規制における自己資本比率規制のように、同じモノサシを多くの法域で活用するという姿からは程遠いものとなった。

本稿では、ICS策定に至る経緯を確認したうえで、採択されたICSの活用状況（見込み）を踏まえつつ、今後の日本のソルベンシー規制への影響や金融庁の取るべき方向性について考察する。